

意見書第 2 号

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定のための国への情報提供に関し地元関係者等への積極的な情報提供等を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 4 年 12 月 7 日

提出者 総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一

海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定のための国への情報提供に関し地元関係者等への積極的な情報提供等を求める意見書（案）

日本は、2050年カーボンニュートラルを宣言し、その実現には、電力部門の脱炭素化が大前提であり、再生可能エネルギーは最大限導入することとされ、このうち洋上風力発電は、再生可能エネルギーの主力電源化の切り札である。

鹿児島県は、再生可能エネルギー導入ビジョン2018を策定し、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進することとしている。このうち洋上風力発電事業については、国が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき、洋上風力発電の開発を認める海域（以下、「促進区域」という。）の指定を行った上で、公募により事業者を選定することとなっている。

促進区域の指定に当たっては、国の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドラインに基づき、促進区域の指定を希望する都道府県による情報提供等により様々な情報収集をした上で、早急な指定ができる見込みのある有望な区域を選定することとされており、鹿児島県は、この情報提供について、市町村及び利害関係者等の意向を確認した上で可否を判断することとしている。

今般、本市の沖を含めた海域において、複数の事業者による洋上風力発電事業が計画されているが、これらは鹿児島県において、カーボンニュートラルの実現、地域の経済への波及効果という観点からも重要な計画であって、推進していくべきものである。この推進に当たっては、計画地域の理解、環境への影響等も十分見極める必要があることから、鹿児島県は関係の市町や利害関係者等の意向も踏まえながら対応することとしている。

しかし、一部の利害関係者から国への情報提供及び情報提供の可否の判断のための一つの条件となる法定協議会への参加には反対であるとの意向、また、その他の利害関係者から法定協議会への参加を希望するものの、情報提供は希望しない旨の意向であったことを理由に、国への情報提供を行うに至っていない。

鹿児島県は、国や関係市町と連携し、利害関係者等の制度への理解が深まるよう、勉強会などを開催するほか、各地域で制度の具体的な手続等について説明を行い、経済波及効果や環境への影響などの有用な情報を得た場合は、関係市町や利害関係者等へ積極的に情報提供していくと県議会において答弁されている。

このような状況の中、本市議会に対し、洋上風力発電計画を推進するために、行政、市議会、関係団体等が連携して協力する体制を構築すること、また、鹿児島県に対し

て、国に対しての情報提供と有望な区域の指定を行うよう求める意見書を提出することを求める陳情が市内事業者等の代表者70人の署名を付して提出された。

本市議会では、この陳情を慎重に審査した結果、利害関係者等から反対の意思が示されたものの、鹿児島県において、利害関係者等への本制度の説明が不足していると判断し、一部採択としたところである。

よって、鹿児島県においては、下記事項をさらに積極的に行われるよう強く要望する。

記

- 1 利害関係者等に対する制度説明会の開催や有用な情報提供などを積極的に行うこと。
- 2 利害関係者のうち漁業者については、懸念される事項などについて関係漁業団体から直接聞き取るなどの対応を行うこと。
- 3 国への促進区域の指定のために必要となる情報の提供を行うに当たり、条件とされている「利害関係者から協議会を開始することについて同意を得ること」について、利害関係者と積極的に協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月7日

鹿児島県阿久根市議会

鹿児島県知事 殿